

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県庁及び高岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第406号

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年11月8日

富山県知事 新 田 八 朗

1 保安林予定森林の所在場所

富山県氷見市谷屋字面切12の1から12の3まで、字谷内3485

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び氷見市役所に備え置

同 柳木清司 同 二松 501番地

土地改良区の役員の就任

船嶽土地改良区の役員に次の者が令和5年10月8日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

令和5年11月8日

富山県知事 新 田 八 朗

職名	氏名	住所
理事	山道宣夫	富山市寺家 522番地
同	森 義実	同 市場 227番地
同	小川 修	同 坂本 1910番地
同	出戸 一明	同 横樋 56番地
同	辻 幸雄	同 大野 518番地2
同	本田豊茂	同 二松 252番地
同	川又 直	同 万願寺 144番地
同	宝田重義	同 松野 175番地
同	柳瀬美智代	同 舟倉 1417番地

監査の結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定に基づき、令和5年9月に富山県監査委員監査基準に準拠し実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和5年11月8日

富山県監査委員 山崎 宗良
 富山県監査委員 亀山 彰
 富山県監査委員 田中 篤人
 富山県監査委員 高橋 正樹

1 県の機関

(1) 監査対象箇所		監査年月日
農林水産部	新川農林振興センター	令和5年9月15日
同	富山農林振興センター	令和5年9月22日
同	高岡農林振興センター	令和5年9月19日
同	砺波農林振興センター	令和5年9月11日
監査委員	監査委員事務局	令和5年9月29日

(注) 田中監査委員については、地方自治法第199条の2の規定により、監査委員事務局に係る監査には加わっていない。

(2) 監査対象年度

令和4年度

(3) 監査結果

財務に関連する事務事業の執行等が適正かつ効率的に行われているか等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査したところ、おおむね適正に行われていると認められた。

2 財政的援助団体等

(1) 監査対象箇所		監査年月日
公益財団法人富山県女性財団		令和5年9月26日
サンフォルテJOIグループ		令和5年9月26日
公益財団法人富山県市町村振興協会		令和5年9月5日
「くらしたい国、富山」推進本部		令和5年9月1日
富山空港ターミナルビル株式会社		令和5年9月20日
社会福祉法人萬葉の杜福祉会		令和5年9月26日
とやま医療健康システム株式会社		令和5年9月28日

